

## 希望番号予約業務運営要領

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この業務運営要領は、平成9年8月4日付自管60号運輸省自動車交通局長通達及び同年同日付自管第61号運輸省技術安全部管理課長通達（以下「通達」という。）に基づき、自動車登録番号標交付代行者である当会が行う希望番号の予約業務の実施の方法について基本的事項を定め、以て業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。

#### (事務所の所在地)

第2条 当会が希望番号の予約を行う事業場（以下「予約センター」という。）の所在地は、次のとおりです。

岐阜市日置江2648番地2（一般社団法人岐阜県自動車会議所内）

高山市新宮町830番の7（一般社団法人岐阜県自動車会議所飛騨事務所内）

#### (業務取扱日)

第3条 予約センターにおいては、次に掲げる日を除き業務を取り扱います。

- 1) 日曜日及び土曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### (業務受付時間)

第4条 予約センターの業務受付時間は、次のとおりです。

午前8時45分から午前11時45分まで

午後1時から午後4時30分まで

- 2 予約センターは、前項の規定にかかわらず、必要があるときは業務受付時間を変更することがあります。
- 3 インターネットによる業務受付は、第1項の規定にかかわらず24時間365日利用可能とします。

### 第2章 希望番号の予約業務

#### (予約業務の管理方法)

第5条 予約センターは、予約業務を公正、的確かつ迅速に行うため、電子情報処理組織により管理運営に当たります。

- 2 前項の電子情報処理組織は、無停電電源装置を備えるほか、大規模災害等緊急時にも速やかに復旧し得る機能を保有するものとします。

(希望番号の対象と種類)

第6条 希望番号予約の対象は、自動車登録番号のうち、自動車登録規則（以下「規則」という。）第13条第4号に掲げる四桁以下のアラビア数字（以下「番号」という。）です。

- 2 希望番号は、抽選の対象とする番号（以下「抽選対象希望番号」という。）及びそれ以外の番号（以下「一般希望番号」という。）の2種類とします。

(希望番号の申込の受付等)

第7条 希望番号の申込の方法には、予約センターに出向いて申し込む方法、郵送等により申込書を予約センターに送付して申し込む方法及びインターネットにより申し込む方法があります。

- 2 予約センターに出向いて申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む

- (1) 予約センターにおいて配布する所定の **OCR** 式申込書（別紙様式1）に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (2) 希望番号システム指定のファイル形式で、所要事項を入力したファイルを、可搬記憶媒体（**USB** メモリー）に格納し、予約センターの窓口を持参して申し込む。
- (3) 希望番号システムの提供する希望番号申込書作成ツールを用いて所要事項を入力のうえ印刷した二次元バーコード付き申込書を、予約センターの窓口を持参して申し込む。

- 3 郵送等により申し込む方法

次の各号のいずれかの方法によって予約センターに申し込む。

- (1) 別紙様式1の **OCR** 式申込書に所要事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。
  - ①自動車検査証（写）
  - ②登録識別情報等通知書（抹消登録証明書）（写）
  - ③保安基準適合証（写）
  - ④自動車予備検査証（写）
  - ⑤完成検査終了証（写）
- (2) 別添の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又は **FAX** 送信する。

- 4 インターネットにより申し込む方法

インターネットにより希望番号予約受付システムに接続し、所要事項を入力して申し込む。

- 5 次に掲げる場合は、予約申込の受付をしません。

- (1) 管轄外の地域に係る希望番号の申込みがあったとき
- (2) 自動車の使用者の氏名又は名称の記入がないとき
- (3) 車台番号の記入のないとき
- (4) その他申込書の記入欄に所要事項の記入がないとき
- (5) 抽選対象希望番号については、同一の車台番号の自動車について重複して申込みがあったとき

(6) その他定められた手続きによらない申込みがあったとき  
 6 登録申請の際に次の事項が希望番号の予約の申込の際と異なっている場合は、希望登録番号による登録ができません。

- (1) 自動車の使用者の氏名又は名称及び車台番号
- (2) 車種分類、用途又は標板の大きさ

(抽選対象希望番号)

第8条 抽選対象希望番号は次の2通りとし、自家用自動車(規則別表第三第2号に掲げる自動車をいう)について予約申込を受付けます。

1	※3	※5	7	8	※11
※55	88	333	555	777	888
1111	※1122	※1188	2019	2020	3333
5555	7777	※8008	8888		

(※岐阜管轄のみ)

その他の自動車については、すべての番号を一般希望番号の取り扱いとし、抽選対象希望番号の取り扱いはありません。

2 抽選対象希望番号の申込を受付けた場合は、抽選年月日及び有効期間(抽選年月日から起算して6業務取扱い日までの期間)等を記入した抽選対象希望番号受付証(以下「受付証」という。別紙様式3)を、交付します。

ただし、前条第3項の郵送等により受付けた場合は、電話またはFAX等により受付証に記載された事項をお知らせします。

また、インターネットにより受付けた場合は、申込完了メールで受付番号をお知らせします。

3 抽選対象希望番号については毎週月曜日午前0時を定例日時として、前週に受付けた者について抽選を行います。

4 一回の抽選における当選数は、以下のとおりとします。

(1) 次の2通りの抽選対象希望番号については、4個とします。ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあつては、8個とします。

1	※3	※5	7	8	※11
※55	88	333	555	777	888
1111	※1122	※1188	2019	3333	5555
7777	※8008	8888			

(※岐阜管轄のみ)

(2) 次の抽選対象希望番号については、5個とします。ただし、小型乗用車及び小型貨物車にあつては、10個とします。

2020

5 抽選は、中央センターにおいて電子情報処理組織により乱数表を利用して機械的に行います。

6 抽選結果は、予約センターに掲示します。

なお、前条第3項の郵送等による申込者には、抽選結果を電話またはFAX等によりお知らせします。

また、前条第4項のインターネットによる申込者には、抽選結果をメールでお知らせします。

- 7 抽選対象希望番号の当選者には、受付証に記入されている有効期間内に当該受付証と引き換えに、自動車登録番号標の交付可能年月日を記入した希望番号予約済証（以下「予約済証」という。別紙様式4）を交付します。
- 8 予約済証の交付を受けないまま受付証に記入されている有効期間を経過した場合は、当選を無効とし、受付証は失効とします。
- 9 インターネットによる申込者は、完了メールで指定した有効期間内に交付手数料を納付しなければ当選は無効とします。また、予約済証は第11条第3項の規定により交付します。

（一般希望番号）

- 第9条 一般希望番号は、すべての登録自動車について予約申込を受付けます。
- 2 一般希望番号は、当該番号が払底しない限り申込を受付けます。

（希望番号の払い出し方法及び払い出し順）

- 第10条 自動車の種別、及び、用途による分類番号を表示する三桁のアラビア数字又はローマ字、及び、自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字については、平成29年3月30日付け自管第279号国土交通省自動車局自動車情報課長通達に準じて処理します。

（予約に伴う交付手数料の收受）

- 第11条 予約済証を交付するときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第27条の規定により認可を受けた希望登録番号標の交付手数料を申し受けます。
- 2 第7条第3項に規定する郵送等による申込みの場合は、申込みのときに、前項の交付手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。ただし、抽選対象希望番号については申し込み時に所定の郵送等事務手数料を、当選後に前項の交付手数料を申し受けます。
  - 3 第7条第4項に規定するインターネットによる申込みの場合は、申込完了メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。  
ただし、抽選対象希望番号については、抽選の結果当選したときに抽選結果メールで指定する方法により第1項の交付手数料を申し受けます。  
また、予約済証は申込完了メールに記載されている受付番号を記入した別紙様式1のOCR式申込書、または希望番号システムから提供を受けた二次元バーコードを、交付可能期間内に予約センター窓口に提出または提示されたとき交付します。

（自動車登録番号標の製作及び納品）

- 第12条 予約が完了した時は、直ちに自動車登録番号標の製作者に該当番号標の製作を依頼し、予約済証に記入された交付可能年月日の前日までの納品を指示します。

- 2 納品された自動車登録番号標は、予約センター内の専用保管庫に仕分整理して収納します。
- 3 自動車登録番号標の交付可能年月日は、予約センターに掲示します。

### 第3章 自動車登録番号標の交付

#### (自動車登録番号標の交付)

- 第13条 自動車登録番号標は、予約済証に記入された交付可能年月日以降、適正な登録手続きが行われた後、予約センターで予約済証と引き換えに交付します。
- 2 予約センターは回収した予約済証を1ヶ月毎にまとめ、速やかに岐阜運輸支局長（飛騨にあっては飛騨自動車検査登録事務所長）に送付します。

#### (予約済証の有効期間)

- 第14条 予約済証に記入された有効期間（交付可能年月日から起算して1ヶ月間）を経過した時は、予約は失効とします。
- 2 前項の場合は、当該自動車登録番号標を道路運送車両法施行規則第9条の規定に準じる方法により直ちに廃棄します。

#### (解約等の場合の交付手数料)

- 第15条 予約が完了した後、申込者の都合により解約された場合、第7条第6項により希望登録番号による登録ができなかった場合又は第14条により予約が失効し希望登録番号による登録ができなかった場合は、第11条により収受した交付手数料は返還しません。

### 第4章 雑 則

#### (受付証又は予約済証の再発行)

- 第16条 受付証又は予約済証を滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合は、OCR式申込書（別紙様式1）または所定の申込書に所要事項を記入のうえ、予約センターの窓口を持参し再発行を申し込むものについてこれを受付けます。
- 2 前項の申し込みを受付けた場合は、所定の事項を確認のうえ、受付証又は予約済証を再発行します。再発行したときは、所定の再発行手数料を申し受けます。

#### (予約済証再発行の郵送等による申込受付)

- 第16条の2 予約済証の郵送等による再発行の申込は、次のいずれかの方法によって予約センターに申し込むものについて、これを受付けます。
- (1) 別紙様式1のOCR式申込書に所要事項を記入のうえ、次のいずれかを添えて郵送する。

- ①自動車検査証（写）
- ②登録識別情報等通知書（抹消登録証明書）（写）
- ③保安基準適合証（写）
- ④自動車予備検査証（写）
- ⑤完成検査終了証（写）

- (2) 別添の希望番号申込書（送付用）に所要事項を記入のうえ、前号の①から⑤までのいずれかを添えて、郵送又は FAX 送信する。
- 2 前項の規定による申込みの場合は、前項第2条の再発行手数料及び所定の郵送事務手数料を申し受けます。
- 3 第1項の申し込みを受けた場合は、所定の事項を確認のうえ、前項の手数料の入金を確認した後、予約済証を再発行します。

(解約等に係る希望登録番号の取扱い)

第17条 第15条に規定する解約等の場合の予約済証に係る希望登録番号については、相当期間経過後再利用に供することにします。

(業務運営要領の公表)

第18条 この業務運営要領は予約センターに掲示します。

附則

この業務運営要領は、平成10年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成11年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成13年1月4日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成16年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成17年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成18年5月8日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成21年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成22年5月6日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年5月7日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年6月9日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成26年9月29日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成29年2月13日から適用する。

附則

この業務運営要領は、平成30年6月11日から適用する。

# 希望番号申込書 受付証又は予約済証再発行申込書

様式 1

014

<b>1 自動車種別</b> <input type="checkbox"/> 1.登録自動車 <input type="checkbox"/> 2.軽自動車	<b>2 車種分類</b> <input type="checkbox"/> 【登録自動車】 1.普通貨物 2.普通乗合 3.普通乗用 【3ナンバー車】 4.小型貨物 5.小型乗用 【5.7ナンバー車】 6.特種自動車 7.大型特殊 8.大型特殊 【建設機械】	<b>③用途</b> <input type="checkbox"/> 【軽自動車】 4.軽貨物 5.軽乗用 8.軽特種	<b>4 標板の種類</b> <input type="checkbox"/> 1.自家用 <input type="checkbox"/> 2.事業用 <input type="checkbox"/> 3.貸渡 4.よ 6. EHKM 7. Y	<b>5 標板の大きさ</b> <input type="checkbox"/> 1.大型一枚 <input type="checkbox"/> 2.大型二枚 <input type="checkbox"/> 3.中型一枚 <input type="checkbox"/> 4.中型二枚	<b>6 希望番号</b> 申込みできるのは、 自動車登録番号・車両番号の 四けた以下のアラビア数字に 限られます。	<p>運輸支局等で登録申請の際又は軽自動車検査協会事務所 で届出の際に、記入された車種分類、用途又は標板の大きさが 異なる場合は、希望番号による登録又は届出ができません。</p> <p>大型標板は、普通自動車で車両総重量が9,000kg以上、最大 積載量が3,000kg以上又は乗員定数が9人以上のもの、 中型標板は、上記以外の普通自動車・小型自動車並びに軽 自動車(軽二輪を除く)。 なお、不明の場合は運輸支局等又は軽自動車検査協会事務所 の窓口で確認して下さい。</p>	
<b>7 車台番号</b> (運輸支局等で登録申請の際又は軽自動車検査協会事務所 で届出の際に、記入された車台番号が異なる場合は、希望番号による登録又は届出ができません。)							
<b>8 使用者の氏名又は名称</b> (運輸支局等で登録申請の際又は軽自動車検査協会事務所 で届出の際に、記入された使用者の氏名又は 名称が異なる場合は、希望番号による登録又は届出ができません。)							
漢字(楷書)で記入して下さい。(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マス あけて記入。濁点・半濁点は同一マス目に「カ」「ハ」と記入。)							
上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。							
<b>9 自動車検査証に記載されている登録番号・車両番号</b>			<b>11 受付番号</b> (インターネット申込の方のみ記入して下さい。)				
上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。			上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。				
<b>10 標板地名</b> (一事務所で複数標板地名を取り扱う事務所のみ、使用の本 拠の位置の属する地域名表示を記入して下さい。)				<b>使用の本拠の位置</b> (市郡区まで記入して下さい。)	<b>12 再発行</b>		
上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。				( )	<input type="checkbox"/> 1.受付証 <input type="checkbox"/> 2.予約済証		
<b>13 寄付者の氏名又は名称</b> 漢字(楷書)で記入して下さい。(氏名を記入する場合は氏と名の間に1マス あけて記入。濁点・半濁点は同一マス目に「カ」「ハ」と記入。)							
上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。							
<b>14 寄付者の住所</b>							
漢字(楷書)で記入して下さい。(濁点・半濁点は同一マス目に「カ」「ハ」と記入。)							
上段に書ききれない場合はこの行に記入して下さい。							
<b>15 寄付金額</b>		<b>16 寄付先</b>		<b>17 寄付金受領証明書番号</b>			
円		<input type="checkbox"/> 1.ラグビーワールドカップ <input type="checkbox"/> 2.東京オリンピック・パラリンピック					

別紙の注意事項について  
承諾します。

1. 承諾  
 2. 拒否

申込者の氏名又は名称：  
\_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 申込日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

事務所記入欄

車検証 本人確認 移行 代行 寄付



# 希望番号(抽選・一般)送付申込代行依頼書(様式2)

①自動車種別

1.登録自動車

②車種分類

1.普通貨物 5.小型乗用  
2.普通乗合 8.特種自動車  
3.普通乗用 9.大型特殊  
4.小型貨物 0.大型特殊  
(建設機械)

構造変更する場合は、変更後の車種分類

③用途

1.自家用  
2.事業用  
3.貨渡  
4.よ  
6.E H K M  
7.Y

④標板の種類

01.ペイント  
02.字光  
03.ラグビー寄付あり図柄  
04.ラグビー寄付なし図柄  
05.オリ・バラ寄付あり図柄  
06.オリ・バラ寄付なし図柄  
07.オリ寄付あり図柄  
08.オリ寄付なし図柄  
09.バラ寄付あり図柄  
10.バラ寄付なし図柄

⑤標板の大きさ枚数

1.大型1枚  
2.大型2枚  
3.中型1枚  
4.中型2枚

⑥希望番号

希望番号入力欄

申込できるのは、自動車登録番号の4桁以下のアラビア数字に限られます。

大型・・・大型トラック・大型バス等で車両総重量8t以上、最大積載量5t以上、又は乗車定員30人以上いずれかにあてはまるもの。  
中型・・・上記以外のもの(3ナンバー、4ナンバー、5ナンバーの大きさ)  
枚数・・・トレーラーや三輪車以外は、前後合わせて「2枚」が必要です。

⑦車台番号(全桁記入、アルファベットにはアンダーラインを引いてください。)

車台番号入力欄

⑧使用者の氏名又は名称(同時に名称変更する場合は新使用者を記入)

運輸支局で登録申請の際、記入された車台番号、使用者の氏名又は名称が異なる場合は希望番号による登録ができません。

⑨自動車検査証に記載されている登録番号(現在のナンバー) ※新車以外は必ず記入して下さい

登録番号入力欄

⑩使用の本拠の位置

岐阜県 (市・郡)

※ 寄付される方のみご記入下さい

⑪寄付者の氏名又は名称(原則、新車検査の所有者、または使用者の方)

⑫寄付者の住所 〒

⑬寄付金額

寄付金額入力欄 円

⑭寄付金受領証明書番号

寄付金受領証明書番号入力欄

申込者氏名及び連絡先 〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_  
(平日の9時から16時に連絡の取れる番号を記入)

FAX \_\_\_\_\_

・希望番号予約済証の送付(着払い)

する ・ しない

・交付手数料の領収書の宛名

申込者 ・ 使用者 ・ ( )

・代行手数料の領収書の宛名

申込者 ・ 使用者 ・ ( )

## 抽選受付証

033 様式 3

[寄付金 ¥1,000]		再発行年月日 平成 99年 99月 99日
		受付年月日 平成 99年 99月 99日
受付番号	抽選年月日	有効期限
0000001	平成 99年 99月 99日	平成 99年 99月 99日 まで
<small>*有効期限を過ぎるとこの受付証は無効となります。</small>		
種板地名	車種分類	用途
築地	普通乗用 (3ナンバー)	自家用
希望番号	7777	種板の種類
		ペイント
種板の大きさや枚数	中型2枚	
車台番号	ABC- 1234567890123456789	
	自動車検査簿に記載されている登録番号・車両番号 築地 301 う 1010	
使用者の氏名又は名称	希望 太郎	999999

**【注意事項】**

1. 当証書は有効期限までに、この受付証と引換えに予約済証を受領しないと無効となります。
2. 抽選日が休日の場合は、翌業務取扱日から予約済証の受領が可能となります。
3. この受付証は紛失が検取りますので、汚したり折り返したりしないで下さい。
4. 記載内容については、間違いのないことを必ず確認して下さい。
5. 抽選結果は下記の発行機関の掲示版に掲載します。
6. 抽選結果は下記のURLからインターネットによる確認、及び右下の二次元バーコード照取により携帯電話から確認することもできます。
7. この受付証が滅失、盗損し、又はその効力が消滅となった場合は、再発行を受けることができます。なお、この場合は、再発行手数料を申し受けます。
8. 抽選番号の申込は、同一の週内に、同一の車台番号で重複してすることはできません。
9. 記入された個人情報、希望番号の予約業務以外には使用いたしません。

発行機関名: (股)希望番号財団 築地支所 希望番号申込URL: <http://www.kibo-number.jp/>

図 9. 3-3 抽選受付証

## 希望番号予約済証

043 様式 4

[寄付金 ¥1,000]		再発行年月日 平成 99年 99月 99日
		申込年月日 平成 99年 99月 99日
受付番号	交付可能年月日	有効期限
0000001	平成 99年 99月 99日	平成 99年 99月 99日 まで
<small>*有効期限を過ぎるとこの予約済証は無効となります。</small>		
希望番号	車種分類	用途
尾張小牧 330 あ 1234	普通乗用	自家用
希望番号	7777	種板の種類
		ペイント
種板の大きさや枚数	中型2枚	
車台番号	ABC- 1234567890123456789	
	自動車検査簿に記載されている登録番号・車両番号 築地 301 う 1010	
使用者の氏名又は名称	希望 太郎	999999

**【注意事項】**

1. 交付可能年月日と有効期限までに適正な登録又は届出の手続きを行わない場合、この予約済証は無効となります。
2. この予約済証が滅失、盗損し、又はその効力が消滅となった場合は、再発行を受けることができます。なお、この場合は、再発行手数料を申し受けます。
3. この予約済証が滅失、盗損し、又はその効力が消滅となった場合は、再発行を受けることができます。
4. 抽選結果は下記の発行機関の掲示版に掲載します。
5. 抽選結果は下記のURLからインターネットによる確認、及び右下の二次元バーコード照取により携帯電話から確認することもできます。
6. この受付証が滅失、盗損し、又はその効力が消滅となった場合は、再発行を受けることができます。
7. この予約済証が滅失、盗損し、又はその効力が消滅となった場合は、再発行を受けることができます。
8. 記入された個人情報、希望番号の予約業務以外には使用いたしません。

発行機関名: (股)希望番号財団 築地支所 電話番号: 0000-0000-0000

図 9. 3-4 希望番号予約済証

# 手引書 1

## 抽選対象希望番号

...	...1	...3	...5	...7	
...8	..11	..55	..88	·333	·555
·777	·888	1111	1122	1188	2019
2020	3333	5555	7777	8008	8888

## 手順

① 希望番号（抽選・一般）送付申込代行依頼書に必要事項を記入の上、自動車検査証又は登録識別情報通知書（一時抹消登録証明書）のどちらか1通を添付しFAXして下さい。

② **抽選希望番号** ・ 申込時に代行手数料510円をお振込み下さい。書類及び代行料の入金が確認でき次第「抽選対象希望番号受付証」を発行します。

抽選は毎週月曜日です。落選されても3ヶ月は継続して受付いたします。  
・（尚、途中で抽選番号の申込をキャンセルされた場合でも代行手数料の510円は返金致しません）

・ 当選されてから標板交付手数料の入金をお願いいたします。入金確認後「抽選対象希望番号受付証」から「希望番号予約済証」に切り替えます。

**一般希望番号** ・ 書類及び各手数料の確認ができ次第「希望番号予約済証」を発行します。

③ 午後3時までに必要書類が希望番号予約センターに到着し、標板交付手数料の入金が確認できた日に「希望番号予約済証」を発行し、記載内容を電話とFAXで確認させていただきます。

④ 「希望番号予約済証」は予約センター（13番窓口）で領収書と共にお預かりしております。

## 備考

希望番号予約済証に記載される交付可能日は、標板交付手数料及び代行手数料の入金を確認した日を入れて土日祝日を除き4営業日（ラグビーナンバープレートは10営業日）となります。

・ 「希望番号予約済証」に記載の交付可能日以降、有効期限までに必要書類に添付し運輸支局等に登録申請を行ってください。

希望番号は一度申込みされるとキャンセル出来ません。但し当日の16時までは車台番号、旧登録番号を除き訂正可能です。（例：希望する4桁の番号、使用者名、車種分類番号等）尚、新車新規の場合は、車台番号の変更も可能です。

・ 失効又はキャンセル等による手数料の返金は一切出来ませんのでご了承ください。